



令和3年度
千葉県への提言と要望書

一般社団法人千葉県経済協議会

1. 京葉臨海地域立地企業等の競争力強化等に向けた環境整備について

(1) 京葉臨海地域立地企業の新鋭設備への更新等に対する財政支援について

京葉臨海地域は、我が国の基幹産業であるエネルギー、鉄鋼、石油化学などの産業集積地として、また、県民に必要な雇用の場として、重要な役割を担っています。

近年、設備の老朽化が進む一方で、激化する国際競争、脱炭素化等の環境対策、DX(デジタル・トランスフォーメーション)、震災・防災対策等の課題への対応を迫られています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりかつてない厳しい経営状況となっており、事業の集約化等により産業の空洞化や雇用の場の喪失が一層進むことが懸念されます。

そこで、当該地域の企業が、引き続き千葉県そして我が国の産業発展を担い、雇用の場を提供できるよう、また、各企業の設備投資が積極的に行われることにより、環境負荷が低減し、内需の拡大による経済の好循環につながるよう、設備投資に対する財政支援の強化を要望します。

① 国の助成制度である「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」は、製油所中心の支援にとどまっていることから、石油産業以外の産業も対象とするなど、支援の拡充を図るよう国に対して要望願います。

② 県では、「千葉県立地企業補助金」による助成を行っていますが、立地企業による再投資について、建物の建替え等は対象とされる一方で、新鋭設備への更新等は対象となりません。全国的には設備に係る再投資も助成対象とする県もあるなかで、本県の助成制度は十分とは言えない状況にあります。そこで、制度を拡充し、設備に係る再投資も助成対象とするよう要望します。

また、他県において基金を設けて財源を確保している例もあることから、基金設置についても検討するよう要望します。

(2) 工業用水道事業について

県では、千葉県工業用水道事業 施設更新・耐震化長期計画(平成 30 年度から 40 年間)、中期経営計画(平成 30 年度から 5 年間)及び千葉県工業用水道業務継続計画に基づき事業を進めています。今後とも、これらの計画に沿って安定給水の確保を図るとともに、受水企業の負担軽減に努めるよう以下のとおり要望します。

① 受水企業の負担軽減について

工業用水道事業は、開始以来、数十年を経過しており、その間、社会や企業を取り巻く環境も大きく変化しています。そうした中であっても、当初の枠組みである責任水量制(使用水量に関わらず未売水分を含め負担する仕組み)が維持されていることが、厳しい競争下にある現在の企業活動にとって大きな障害の一つとなっています。

そこで、未売水分を受水企業が負担し続ける現行の仕組みの見直しを要望します。

また、実際の給水量に応じた適正な事業規模への見直し(ダウンサイジング)を進めるとともに、徹底した効率化、経費節減を図るよう要望します。

さらに、未売水削減の観点からも企業立地促進を図るよう要望します。

② 施設の適切な耐震性評価に基づく中期経営計画等の見直しについて

本県の工業用水インフラの強靱化は、産業界全体に渡るサプライチェーン維持のために不可欠であり、インフラ脆弱化の進展は各種の調達先の「日本離れ」にもつながりかねない問題です。

建設以来長期間を経て老朽化の著しい施設も少なくないことから、適切な耐震性評価に基づき、施設更新・耐震化長期計画を見直すとともに、次期中期経営計画に反映させ、計画的に施設の更新・補強を進めるよう要望します。

計画の見直し等にあたっては、受水企業の意向を十分反映して進めるようあわせて要望します。

③ 業務継続計画について

業務継続計画(BCP)については、工業用水事業自身の復旧計画にとどまらず、各受水企業の業務継続を担保することが本来の趣旨・目的であるとの認識のもと、これを満たす初動体制、バックアップ策および想定される受水企業側との調整ならびに事前の協議・確認など、BCPとして備えるべきレベルを有するものとなるよう、以下の3項目をはじめとして必要な見直しを行い、有効性を高めていくことを要望します。

ア. 災害時の応援給水について

各地区相互間の応援給水実施についての制約及びその解決策、実施の際の具体的条件や手順等について、受水企業とも協議のうえ、BCPに織り込むよう要望します。

イ. 受水企業が必要最低限の操業を維持できる水量の調査について

受水企業の操業継続担保こそBCPの根幹との認識のもと、受水企業が必要最低限の操業を維持できる水量を把握したうえで、客観的データに基づいたBCPとなるよう要望します。

ウ. 長期停電時の電源確保について

公共団体における非常用電源確保の目安は一般的に 72 時間とされていますが、令和元年秋の災害時には工業用水道施設の全面復旧に 10 日間を要しました。こうしたことから、受水企業の操業継続を担保するため、72 時間を超える場合の非常用電源の確保計画について、具体的に検討を進めるよう要望します。

(3) 事業活動と調和の取れた環境政策の推進について

京葉臨海地域立地企業の多くが、地域の環境に配慮した各種の環境対策を実施しております。したがって、このことを評価いただき、県として今後とも事業活動との調和に配慮した環境政策を推進されるよう要望します。

(4) カーボンニュートラルの推進について

国と県により宣言された 2050 年カーボンニュートラル(ネットゼロ)は、最重要の課題であるとともにきわめてハードルの高い目標であるため、個々の企業や業界だけでなく、産官学の総力をあげて取り組む必要があります。特に、多くのエネルギー産業やエネルギー多消費型産業が集積している本県にあつては地域レベルでの連携が重要だと考えます。そうした認識のもとに、産官学が連携した強力な推進体制を構築し、産業発展に繋がる革新的なイノベーションに向けての支援や規制緩和等を強力に進めるよう、国に対して働きかけるとともに、県においても取り組むことを要望します。

(5) ものづくり人材の育成について

少子高齢化が進展する中で今後とも事業を継続、発展させていくためには、地元からの優秀な人材の採用が必要です。そこで、以下のとおり要望します。

- ① 京葉臨海地域におけるものづくり人材育成を目的に令和 2 年 4 月にスタートした県立姉崎高校の「ものづくりコース」及び県立天羽高校の「工業基礎コース」は、新型コロナウイルス感染拡大による制約を被りつつも特色ある教育を展開していますが、今後とも教育庁、商工労働部及び各高校が、当協議会及び当協議会の会員企業と連携・協力して教育内容の充実に取り組むとともに、生徒

の確保等に努めること

- ② 県立工業高校の更なるレベルアップを図るため、進路に合わせた専門科目の導入及び指導体制の強化並びに小中学校から職業や社会との接点を拡大し、就労意識の形成・向上に配意した教育に取り組むこと

2. 地方創生等を通じた地域経済の活性化について

(1) 人口減少対策について

県では、令和2年11月、第2期千葉県地方創生総合戦略を策定し、令和6年度までの戦略を定めました。現行の前提では、2060年の本県人口は2015年に比べ約15%減の527.5万人と見込まれています。そこで、今後、特に、多様な分野における人材確保・育成や人材流出の防止、子育て環境の充実、増加する老朽化団地の再生、令和元年秋の災害からの復旧・復興の支援、さらには、アフター・コロナ(ウィズ・コロナ)の新常態への対応などに積極的に取り組むよう要望します。

(2) 産業用地の確保について

近年、高規格幹線道路の整備進展等に伴い企業立地が堅調に推移する中、その受け皿となる産業用地が年々減少しており、産業用地の更なる整備を進める必要があります。

本県では、高速道路のインターチェンジ周辺や成田空港周辺等において開発の可能性があります。本年1月には成田空港周辺地域の国家戦略特区が提案されたところですが、産業用地確保のための土地利用規制緩和について大きな期待が寄せられています。また、企業の構造改革に伴い発生する京葉臨海地域等の遊休地の活用も必要です。一方、中小の市町村等では、事業に必要なノウハウや財源に限界があります。

こうした中であって、全県的なビジョンに基づいて、県が主導力を発揮することが求められています。

そこで、地元の取組みを待つだけでなく、関係者と連携・協力し、企業局による整備、民間開発、土地区画整理など、あらゆる手法を駆使して積極的に新たな産業用地の確保に取り組むよう要望します。

(3) 観光振興等について

新型コロナウイルス感染拡大の影響によりかつてない苦境にありますが、この時期にこそ、市町村等と連携して本県の持つ数多くの観光資源のハード・ソフト両面

の磨き上げに取り組むとともに、需要回復期には、大規模な観光誘客キャンペーンを実施するなど、コロナ後の飛躍につなげていくことを要望します。

ア. 県内及び周辺地域在住者をターゲットとした県内観光資源の PR や観光ルートの造成に市町村等と一体となって取り組むこと

イ. 観光資源の発掘や観光ルートの情報発信などによる訪日外国人の獲得に向けた取組強化と外国人観光客等の受け入れ体制の整備に努めること

ウ. 成田空港等を活用した県内観光PRの取組を強化すること

エ. MICE誘致を外国人旅行客誘致戦略に位置づけ、主催者のインセンティブを高める取組として各種支援策を充実するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束後を念頭に置いたMICE誘致策を早期に展開すること

オ. 外国人観光客等の利便性向上のため、公衆無線LAN環境整備について県による助成を検討すること

カ. サイクルツーリズム推進のため、太平洋岸自転車道の千葉県部(銚子駅から九十九里・夷隅・安房地域を経て浜金谷港まで)の活用が重要ですが、いまだ、安全性や魅力面で劣る車道との混在箇所が多くなっていることから、ナショナルサイクルルート指定(令和3年5月)を踏まえ、自転車専用道の整備をさらに進めること

(4) 公共交通機関への支援について

公共交通は県民生活や地域経済を支える重要な役割を担っていますが、コロナ禍の中、かつてない厳しい経営環境が続いていることから、事業を存続させるため、企業の規模や事業内容を問わない運営費用への直接的補助や税の減免による早急な支援を要望します。

(5) 女性の人材育成について

少子高齢化が進む中で、高齢者や女性の労働力が注目されています。特に女性の職場における活躍は、今後とも大きな期待が寄せられていることから、女性社員等の育成塾を開催するなど、女性の人材育成に取り組むことを要望します。

(6) 人材確保対策について

人口減少や高齢化などにより、様々な分野で人手不足が進行していますが、企業努力だけでは解決できないことも多いことから、採用活動や職場環境改善への支援、若手層の地元就職を後押しするキャリア教育の推進、未就労者の就労支援、求職者とのマッチング機会の提供などの施策を積極的に促進することを要望します。

(7) 行政手続き等のデジタル化について

デジタル化は、今後の生産性及び利便性の向上にとって極めて重要であることから、県業務において積極的に推進するとともに、民間の取組みを支援するよう要望します。

県の申請・届出等の行政手続きのデジタル化については、これまで対象が一部の手続きに限られていたことから、今後、対象となる手続きの急速な拡大を図ることを要望します。

税・公金の電子納付については、部分的に導入されているものの、その普及は不十分であることから、対象や納付方法の拡大を図ることを要望します。

さらに、デジタルサービスの利用を拡大していくために、高齢者等のデジタル弱者へのサポート等に配慮しながら、県民等関係者への普及啓発に努めるとともに、県内のどの自治体でも同様のサービスが受けられるよう、市町村に対する指導及び支援に取り組むよう要望します。

(8) 成田空港の機能強化、交通アクセスの整備等について

成田空港の更なる競争力強化を進めるにあたり、空港周辺地域の雇用創出、経済活性化対策等の要望や騒音地域の環境対策に十分配慮するよう要望します。

今回、新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念される所ですが、成田空港の機能強化は波及効果の大きいビッグプロジェクトであることから、遅滞なく整備が進むよう取り組むことを要望します。

また、成田空港への交通アクセスについては、圏央道から空港に入る自動車専用道路の整備など、成田空港の機能強化に対応した整備を併せて行うよう要望します。

(9) 地域医療・介護・福祉サービスの一層の充実について

今後、人口減少の一方で、中期的には都市部を中心に高齢者数の急増が見込まれており、それに伴い医療等の人材や病床の不足が深刻化するおそれがあります。今回の新型コロナウイルスをめぐる事態においても、病床をはじめとする医療等の体制確保の重要性が痛感されたところですが、将来にわたって安心かつ

安全な医療・介護・福祉サービスを提供できる体制整備とそれらを担う人材の育成・確保に取り組むよう要望します。

(10) 地方創生 SDGs に向けた取組みについて

2015 年の国連サミットで採択された SDGs は、企業経営において重要な指針となっていますが、一方、地域レベル・自治体レベルでの取組みも重要であり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても「地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり」を推進することとしています。さらに、2050 年カーボンニュートラル宣言を受けて、脱炭素社会実現に向けた取組み強化が大きな潮流となっています。

こうした中で、SDGs 未来都市の指定を目指すなどの、地方創生 SDGs 実現に向けた先進的な取組みについて実施を検討するとともに、市町村に対して事例紹介や普及啓発を行うことを要望します。

(11) 東京オリンピック・パラリンピック大会後に向けて

2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉県戦略に基づいて、観光の振興、ボランティアの普及、障害者スポーツの振興、共生社会の実現をはじめさまざまな取組みを進めてきたところですが、大会を契機に、これらの取組みを着実に根付かせ更に発展させていくよう継続的に取り組んでいくことを要望します。

3. 道路整備の促進とまちづくりの推進に向けた取組について

(1) 主要幹線道路の整備について

千葉県の産業振興、観光振興、更には災害対応力強化には、高規格幹線道路等の整備が必要なことから、圏央道、北千葉道路の早期整備を要望します。

また、湾岸地域の道路整備については、国道357号未整備区間の早期整備に努めるとともに、新たな湾岸道路については、千葉県湾岸地区道路検討会で策定された基本方針に従いながら早期実現に向けて速やかに計画段階評価の手続に着手するなど計画の具体化に向けて取り組むよう要望します。

(2) 京葉道路の渋滞解消について

京葉道路の渋滞対策については、車線の追加や運用の見直しにより、逐次渋滞の解消が図られているところですが、引き続き渋滞の解消に取り組まれるよう要望します。

(3) 国道16号等の渋滞緩和について

国道16号の千葉市穴川IC付近(国道126号含む)、千葉市天台、八千代市勝田台及び柏市呼塚付近、並びに県道1号の松戸二中付近などで渋滞が慢性的に発生しています。

そこで、国や関係自治体と連携して、早期の渋滞緩和策が図られるよう、特段の対応を要望します。

また、道路渋滞対策、地球温暖化対策及び高齢ドライバー問題対策等として「パーク&ライド」「サイクル&ライド」が有効ですが、その実現には課題も多いことから、県においても積極的に取り組むことを提言します。

(4) 東京湾アクアライン及び金田地区の交通渋滞対策について

東京湾アクアラインは、通行料金800円化の継続により、本県はもとより首都圏全体に大きな経済効果をもたらしています。また、令和6年度に予定されている圏央道の県内全線開通の後には、その効果を県内全域に広げていく必要があります。

しかし、木更津金田地区において、交通渋滞が慢性化しており、将来的には、さらに拍車がかかることも懸念されます。

そこで、急務となる木更津金田インターチェンジ料金所入り口上り線の3車線化及びアクアライン連絡道側道の暫定2車線部分の4車線化を進めるとともに、長期的には、当初構想にあるアクアラインの片側3車線化についての検討も必要です。これらについて積極的な取組みを行うとともに、国をはじめ関係機関に働きかけを行うよう要望します。

(5) コンパクトで賑わいのあるまちづくりの推進について

中心市街地の活性化や賑わいのあるまちづくりを推進するため、県と千葉市が協力して県庁エリアから千葉駅に至る千葉市中心市街地の再開発を進めるよう提言します。また、コンパクトなまちづくりの推進については、中長期的視点に立って県と市町村が連携して取り組むよう提言します。

(6) インフラ投資計画について

土木、建築等の公共インフラ投資については、東京オリンピック・パラリンピック向け投資の終了や新型コロナウイルス感染拡大等の影響により減少が懸念される場所ですが、インフラ投資の減少は、技術や技能の承継にも影響する問題であることから、可能な限り中長期計画において実施事業(新設及び特に維持修繕)の均等化が図られるよう要望します。

また、年間における工事量の繁閑の大きな差は、受注企業の効率的経営や働き方改革の支障となることから、発注の平準化に取り組むよう要望します。

4. 防災対策及び危機管理とエネルギー・環境対策の推進について

(1) 防災対策及び危機管理について

① 災害対応力の向上について

情報収集、支援、救護、復旧活動などの災害対応は、非常に多くの分野に及ぶものであり、かつ迅速な対応が求められます。そこでは、県や市町村を中心に、インフラ事業者(電気、ガス、通信等)や公共交通機関をはじめ多くの関係者による情報共有と連携が極めて重要です。

そこで、平時から、これら関係者による協議を丁寧に行い、情報共有を図り課題を出し合って検討を進めることにより地域防災計画等の実効性を高めていくとともに、関係者との協定締結を進めたり、連携内容を相互に確認できるような実戦的な訓練や研修を繰り返し実施したりするなど、災害対応力の向上に努めるよう要望します。

なお、災害時における新型コロナウイルス等の感染症への対応については、従前の計画の具体的な見直し、実戦的な訓練、必要となる物資等の確保及び市町村等関係者に対する助言・支援等を通じて万全を期すよう要望します。

② 災害に強い千葉県づくりの推進について

県では、千葉県災害復旧・復興に関する指針(令和元年11月)において工程表を示して、被災地の復旧・復興とともに停電・断水対策、治水対策、災害に強い道路ネットワーク整備等を進めていますが、今後とも各事業の緊急性や優先度を踏まえて計画的に整備を進めるよう要望します。

なかでも、非常用電源の確保対策については、その緊急性に鑑み早急に対応することとし、県施設における整備を進めるとともに、広く避難所、医療機関及び福祉施設等について適切な助言指導や助成等により整備を促進するよう要望します。また、停電対策における自助による備えの必要性についても、具体的な検討を進めたうえで広く啓発を行うよう要望します。さらに、災害時、小型発電機や電源車やEV等による支援を必要とする施設へ迅速に行えるよう、協定の締結も含め実効性のある仕組みづくりを進めるよう要望します。

特に、避難所、医療機関及び福祉施設等について、令和元年9月の大規模停電時の教訓を踏まえて、電源の多重化を図るとともに停電時にも冷暖房設備が稼働できるよう、コージェネレーション等の自立・分散型電源や停電対応型空調機等の導入を促進するよう要望します。

さらに、国の「地域レジリエンス・脱炭素を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用して公共施設に再生可

エネルギー設備を導入する事業モデルは、民間活力を利用することにより初期費用を負担せずに避難所等における電源確保を早期に進めることができるものであることから、県施設において実施を検討するとともに、市町村に対して事例紹介や普及啓発を行うことを要望します。

③ 港湾の震災・防災対策について

近年、災害が頻発化・激甚化するなか、震災等に備え、国をあげて国土強靱化に取り組んでいるところです。令和元年の台風15号の際には、京葉臨海地域の港湾施設においても被害が発生しており、震災・防災対策が喫緊の課題となっています。

同地域は、我が国の基幹産業であるエネルギー、鉄鋼、石油化学などの産業が集積する地域であり、電気、ガスなどのライフラインの確保はもちろん、素材産業の被災によるサプライチェーンの寸断回避のためにも震災・防災対策が急がれる地域です。

また、同地域は、石油コンビナート等災害防止法で指定された特別防災区域であり、加えて、千葉港及び木更津港は東京湾の緊急確保航路に接続する港湾であることから、区域内の災害発生と被害の拡大は、当該地域のみならず広範囲に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、国による助成制度を拡充して、企業が保有する岸壁や護岸等の耐震強化や高潮対策の事業に対して国庫補助金による財政支援が受けられるよう国に対して要望願います。

さらに、公共の岸壁や護岸等についても、耐震強化や高潮対策を積極的に進めるよう要望します。なかでも、直轄事業の対象箇所については、国に対して早期に事業採択するよう要望願います。特に、背後にゼロメートル地帯を抱える千葉港海岸船橋地区の海岸保全施設について、直轄事業として早急に対応するよう要望願います。

④ 災害に強い森づくり事業について

令和元年の台風の際、多数の風倒木により道路や電線等のインフラ施設に大きな被害が発生しました。これを受けて、昨年度より「災害に強い森づくり事業」による助成が行われていますが、対象となる森林の要件の関係から、危険度の高い被災箇所でも対象とならないケースが生じています。

そこで、適用要件の緩和や、さらには、インフラ施設の被災防止を目的とした予防的伐採を広く対象とする補助制度の創設を要望します。

⑤ 災害時における公共交通機関の運行確保について

公共交通機関は、地域住民の足を担う重要な交通インフラですが、災害対応にあたっては、国の運輸防災マネジメント指針(令和2年7月)にもあるとおり、行政をはじめ関係機関との連携が重要です。

一昨年秋の大雨災害では、バス車庫が水没し地域住民の足に大きな影響が生じる事例が発生しました。各事業者は鋭意災害対策に取り組んでいますが、個々の事業者だけでは限界があります。災害時の車両退避場所の確保にも苦慮する状況です。そこで、災害時の運行確保をめぐる課題について、各事業者と市町村をはじめとする関係機関との連携・協議・調整を支援・促進することを要望します。

⑥ 大規模噴火災害について

中央防災会議のワーキンググループの報告(令和2年4月)によると、富士山噴火により広範囲の降灰が発生した場合、本県においても交通機関やライフライン等に大きな影響が生じる可能性があるため、備えるべき災害として位置づけて具体的な対策を検討することを要望します。

⑦ 新型コロナウイルス感染症に係る検証について

新型コロナウイルス感染症がもたらした未曾有の事態とそれへの対応等について、しかるべき時期に県として総合的な検証(レビュー)を実施し、その結果を明らかにすることを要望します。

検証結果を踏まえて、必要な体制整備、制度構築、行動計画やマニュアルの見直しなどに取り組むとともに、不断のPDCAを通して万全を期すことを要望します。

(2) エネルギー・環境対策の推進について

① 再生可能エネルギーやEV等の導入について

再生可能エネルギーやEV等に係る支援について、本県は近隣都県と比べ遅れている傾向にあります。2050年カーボンニュートラル宣言を受けて脱炭素化への取り組みの加速が求められる中、県として支援を強化することを要望します。

住宅用省エネルギー設備等導入促進事業については、設置ニーズに応えられるだけの市町村交付金額の確保を要望します。

また、バス・タクシー事業者を対象とした燃料電池・電気等を動力とする環境配慮型車両導入や水素ステーション・充電設備整備への助成制度の創設を要望します。

さらに、水道事業の消費電力を踏まえて、県企業局以外の県内水道事業者に対して小水力発電を積極的に導入するよう要請願います。

② 千葉県地球温暖化対策実行計画の改定について

地球温暖化対策推進法が改正され 2050 年カーボンニュートラル(ネットゼロ)の実現が明記されましたが、これを受けて、県では千葉県地球温暖化対策実行計画の改定作業に着手し、今後、温室効果ガス排出削減目標値の改定等を行うこととしています。

本県は、全国有数の重工業県という特性を有しています。全国レベルの目標値等を都道府県レベルに適用する際、工業出荷額、発電量、森林面積などの前提条件の違いを踏まえたものとするを要望します。あわせて、事業者ヒアリング等を通じてその実情を十分反映させることを要望します。

また、今回の法改正により、企業の温室効果ガス排出量について、事業所ごとの排出量も含めオープンデータ化が図られることとなりました。

我が国の産業界では、国の地球温暖化対策計画により事業者の自主的取組と位置付けられている低炭素社会実行計画に基づく取り組みによって、高い成果をあげてきています。多くの県内企業がこの計画に参画し、県域を越えた全国規模で温室効果ガス削減に取り組んでいます。こうしたことから、改めて県域単位や事業所単位で評価したり縛りをかけたりすることは適当ではありません。県レベルでの目標値設定や実績評価にあたっては、県域を越えた各企業の最適化への取り組みと齟齬をきたすことのないよう十分な配慮を要望します。

③ 森林環境譲与税及び森林環境税について

令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税及び今後導入される森林環境税は、荒廃した森林を再生し、木材をバイオマスなども含め有効活用して森林環境の保全、地球温暖化防止、災害防止等を図るための新たな財源であることから、県、市町村、関係団体等が連携して森林の環境保全・整備に有効な事業を積極的に検討し、荒廃した森林の再生、災害時の倒木被害防止対策及び県産木材の利用促進などに努められるよう要望します。

④ 印旛沼、手賀沼の水質改善について

これまで湖沼水質保全計画に基づき各種対策を講じてきていますが、依然として水質の改善は進んでいません。

そこで、改めて水質汚濁メカニズムの解明等を行い、それに基づいた実効性のある対策の開発に取り組むことにより、水質改善の成果に繋げるよう要望

します。

⑤ 産業廃棄物処理施設の新設・増強について

県では、第 10 次千葉県廃棄物処理計画(令和 3 年度から 5 年間)に基づき廃棄物対策に取り組んでいます。平成 30 年度の産業廃棄物の排出量は平成 25 年度比 17.2%減の 1,752 万トン、最終処分量は同 6.1%減の 29.4 万トンであり漸減傾向にあります。引き続き、産業廃棄物の減量化・資源化を促進し、排出量の削減に努めていく必要があります。

一方、県内に整備されている産業廃棄物最終処分場は、平成 30 年度末時点で 21 か所であり、残余容量は約 532 万 m³、残余年数は約 18.1 年と推計されています。今後、経済の動向による県内排出量及び他都県からの搬入量の増加や、高度成長期に集中的に整備された公共インフラ等の更新に伴う建設廃棄物の増加や、一昨年秋のような災害に起因する搬入量の増加等が懸念されます。そのため、新規最終処分場の整備状況によっては、近い将来、最終処分場の残余容量がひっ迫するおそれがあります。

最終処分場用地の確保は依然として困難な状況にあるため、できる限り減量化・資源化を促進するとともに、それが困難なものについては適正かつ安価に最終処分を行う必要があることから、第 10 次千葉県廃棄物処理計画にあるように、公的関与による施設整備の可能性も含め、産業廃棄物処理施設の安定的な確保のための検討を早急に進めるよう要望します。